（野生生物課の所掌事務）

第十四条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十八　（略）

三十九　前各号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他野生生物の保護（外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を含む。以下同じ。）並びに人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事務及び事業に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

四十　（略）

第十五条・第十六条　（略）

（脱炭素企画官の職務）

第十七条　脱炭素企画官は、命を受けて、地域脱炭素創生室の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十八条　（略）

（国立公園調整官の職務）

第十九条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

第二十条～第二十五条　（略）

（外来生物企画官の職務）

第二十六条　外来生物企画官は、外来生物対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十七条～第三十三条　（略）

（削る）

第三十四条　（略）

（地熱発電等調整専門官の職務）

第三十五条　地熱発電等調整専門官は、地熱発電施設等の設置に関する自然環境及び地域との共生に係る調整等に関する専門の行政事務を行う。

第三十六条～第四十五条　（略）

（環境再生課の所掌事務）

第四十六条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（野生生物課の所掌事務）

第十三条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十八　（略）

三十九　前各号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他野生生物の保護（外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を含む。以下同じ。）に関する事務及び事業に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

四十　（略）

第十四条・第十五条　（略）

（新設）

第十六条　（略）

（国立公園調整官の職務）

第十七条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

第十八条～第二十三条　（略）

（新設）

第二十四条～第三十条　（略）

（用地保全専門官の職務）

第三十一条　用地保全専門官は、国立公園の用地の保全に関する専門の行政事務を行う。

第三十二条　（略）

（新設）

第三十三条～第四十二条　（略）

（環境再生課の所掌事務）

第四十三条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）